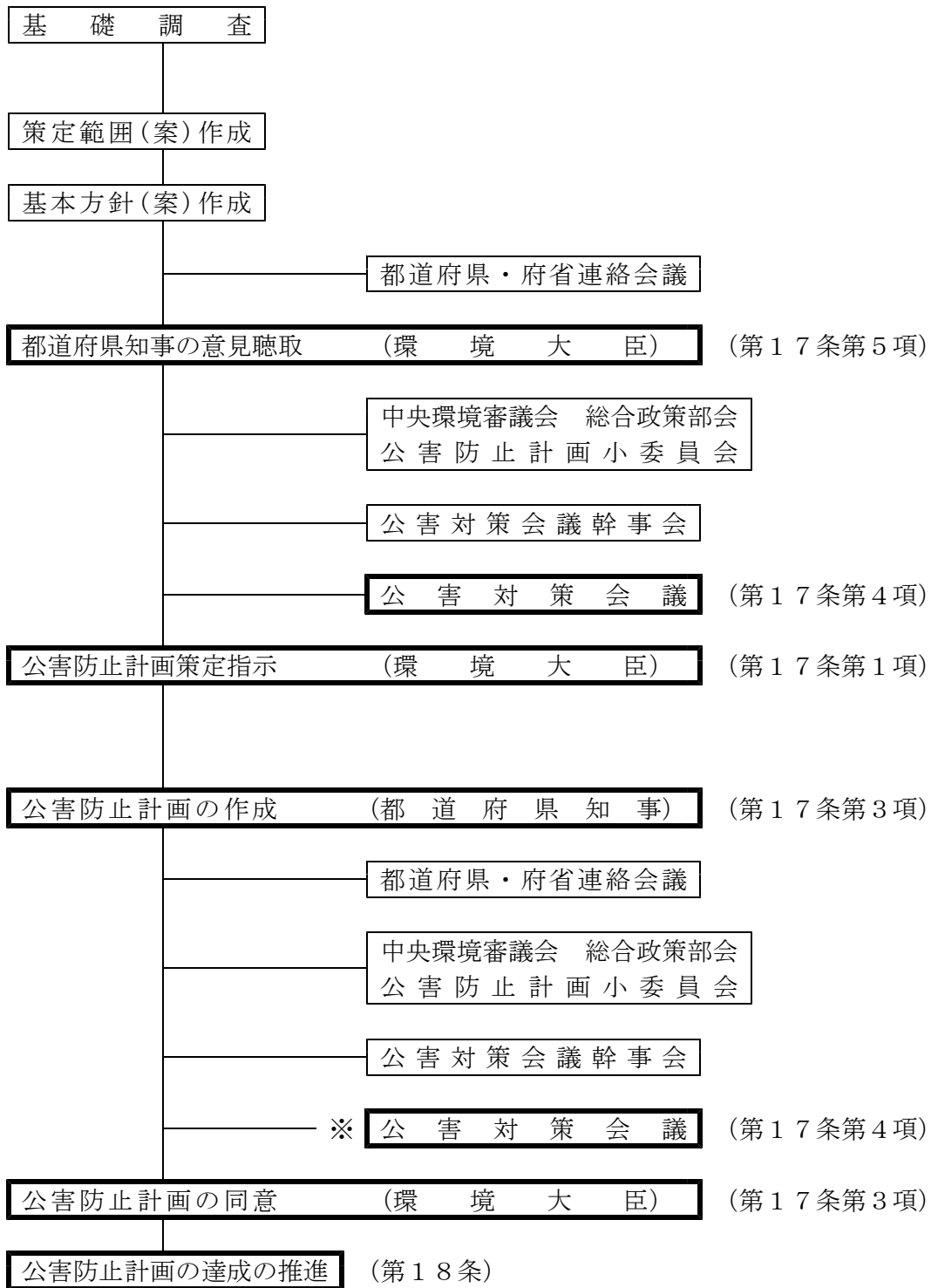


# 公害防止計画策定手順



- (注) 1.  は環境基本法に基づくものであり、( ) 内はその条項を示す。  
2. ※継続地域については、公害対策会議会長専決要領の規定により、開催されない。

